

## 自衛官募集相談員を委嘱しました

10月11日に自衛官募集相談員として、次の方が行田市市長および防衛省自衛隊埼玉地方協力本部長との連名により委嘱されました。

相談員の方々は、自衛官の募集広報活動に協力しています。自衛官の応募に関してぜひご相談ください。



### 自衛官募集相談員（敬称略）

- ・藤倉 武（佐間）
- ・関口 義夫（南河原）
- ・津田 馨（城南）
- ・梁瀬 里司（棚田町）
- ・仲 茂（若小玉）
- ・山田 武（桜町）

▶**問い合わせ** 防衛省自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所 ☎522—4855 または総務課総務法規担当（内線216）

## ぎょうだ男女共同参画フォーラム2017 「私らしい働き方をさがそう！」

一定の収入以内で働くことと税金の優遇などを受けられることがあります。これらの制度を分かりやすく説明し、自分らしい働き方を選ぶ手助けをします。

▶**日時** 11月25日(土)午後1時30分～3時30分

▶**場所** VIVAぎょうだ学習室

▶**講師** 井上文子さん（社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー）

▶**定員** 70人

▶**参加費** 無料

▶**申し込み** 11月17日(金)までに直接または電話でVIVAぎょうだ（月曜日休館）※ひととき保育（2歳以上の未就学児の保育・無料）を希望される方は11月10日(金)までに申し込みください(当日申し込み不可)。

▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556—9301

## 第2回行田みらい塾を開催します

日本遺産を活用したまちづくりをみんなで考える「行田みらい塾」の第2回を次のとおり開催します。当日は、まちづくりや地域の特産物などのブランディングを数多く手がける政所利子さんの講義と、参加者同士で意見を交換するワークショップを行います。

第1回に参加していない方の参加も歓迎ですが、事前申し込みが必要です。皆さんの参加をお待ちしています。

▶**日時** 12月9日(土)午後2時～5時（予定）

▶**場所** 商工センター401会議室

▶**対象** 市内在住または行田に関心のある15歳以上の方

▶**参加費** 無料

▶**申し込み** 11月20日(月)までに、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、Eメールアドレス、「行田みらい塾参加希望」を明記の上、Eメール、はがき、電話のいずれかの方法で行田市日本遺産推進協議会に申し込みください。

【Eメール】kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp

【はがき】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市日本遺産推進協議会

▶**問い合わせ** 同協議会（企画政策課内・内線311）

## みずしろフェスタ2017を開催します

NPOやサークル団体が日ごろの活動成果を発表する「みずしろフェスタ」を開催します。パフォーマンスや物品・飲食販売など、楽しい催しが盛りだくさんです。ぜひ、足を運んでみてください。

▶**日時** 11月11日(土)・12日(日)午前11時～午後4時  
(展示は、11日は午後9時30分まで、12日は午前9時～午後4時)

▶**場所** コミュニティセンターみずしろ

▶**主催** みずしろフェスタ実行委員会

▶**問い合わせ** 同実行委員会事務局（市民活動サポートセンター内）☎598—8616

## 結婚無料相談会

▶**日時** 11月11日(土)午後1時～3時

▶**場所** コミュニティセンターみずしろ

▶**対象** 婚活中の方またはその家族の方

▶**その他** 予約不要

▶**問い合わせ** NPO法人行田結婚支援センター ☎090—2416—9692

## 増え続ける児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

～11月は児童虐待防止推進月間です～

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるため他の方からは発見されにくく、親が「しつけ」と思っている行為でも、実際に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」となります。

また、児童虐待から子どもを守るためには、地域の見守りが何よりも必要です。「虐待かもしれない」と気にかかる家庭がありましたら、通報相談窓口へご連絡ください。

### 児童虐待とは

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなどの行為。

#### 性的虐待

子どもへの性的行為の強要、性的行為を見せる、子どもの裸を撮影するなどの行為。

#### 養育怠慢（ネグレクト）

子どもを家に閉じこめる、食事を与えない、風呂に入れない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置することなどの行為。

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦げんかやDVを行い、心理的に影響を与えるなどの行為。

#### 小さなサインから子どもを守る

虐待の多くは家庭内で起こっており、外からでは見過ごしてしまう場合があります。虐待を防ぐためには、地域をはじめ保育所、幼稚園、学校、医療機関などが子どものちょっとした「サイン」を見逃さないことが大切です。

#### 【子育て中の方へ】

一人で悩みを抱え込まず、相談窓口へご相談ください。

- ・子どもが言うことをきかず、いつもイライラしている。
- ・子育てが思うようにならず、子どもを怒鳴ってしまう。
- ・パートナーの理解が得られず、周囲の協力も得られないので子育てがづらい。

#### 【子育て中の親子をサポートしている方へ】

- ・子育て中の親子が地域で孤立しないよう、話し相手になってください。
- ・「虐待かもしれない」と気にかかる家庭がある場合は、相談窓口にご連絡ください。

#### 虐待と思われる「サイン」

##### ▶子どもの状況

- ・衣服が汚れていたり、同じ服を着たりしている。
- ・不自然な傷やあざが多い（腕・足・顔に多い）。
- ・夜遅くまで外にいる。何時間も外に出されて家に入れてもらえない。

##### ▶保護者の状況

- ・子どものことについて意見をしたり、話を聞こうとしたりすると被害的・攻撃的になりやすい。
- ・子どもを家に置いたまま外出することが多い。
- ・不規則な生活となり、保育所や学校を休ませがちである。

- ・子どもの傷やあざについて不自然な説明をする。
- ・子どものいる前で、夫婦げんかを頻繁にしている。

#### 通報相談窓口

児童虐待防止法では、全ての国民の義務として、「虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、児童相談所などへ連絡（通告）しなければならない」と定めています。子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が頻繁にあったり、「しつけ」と称して子どもを殴る、蹴るなどの行為を目撃したりしたときは、通報相談窓口へご連絡ください。子どもを守るために連絡（通告）した方の個人情報、相手方などに伝わらないようにします。

- ・児童相談所全国共通ダイヤル…189（イチハヤク）  
※児童相談所に通告・相談ができる全国共通の短縮の電話番号です。

- ・行田市虐待防止ホットライン ☎0120—556—212

▶**子育てにお悩みの方は、下記相談窓口までご連絡ください。**

- ・子育て総合支援窓口（子ども未来課内）☎556—2011
- ・家庭児童相談室（内線268）
- ・保健センター ☎553—0053

▶**子育て経験者による家庭訪問型子育て支援サービスを利用したい方は、こそだて応援専用ダイヤルをご利用ください。**

- ・こそだて応援専用ダイヤル ☎070—2796—8856

▶**問い合わせ** 子ども未来課給付担当（内線292）